

事務連絡(総務)
令和6年8月8日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
〔公印省略〕

「覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について(通知)」

平素は本会事業の推進に格段のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、日本医師会より、標記について別添(令和6年8月6日付日医発第826号(技術))のとおり通知がありました。大阪府所管課よりも同旨依頼がなされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会関係機関への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

〒543-8935 天王寺区上本町2-1-22
大阪府医師会 総務部 総務課
電 話：06-6763-7000
FAX：06-6764-0267
メール：somu@po.osaka.med.or.jp

令和 6 年 8 月 6 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

宮 川 政 昭

（公印省略）

覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医薬局長より各都道府県知事等に対し、標記の文書が発出されるとともに、同局監視指導・麻薬対策課長より、本会に対しても周知方依頼がありました。

本通知は、今般、「覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、改正の内容や留意事項等について周知を依頼するものです。

具体的な内容としては、下記のとおり、覚醒剤原料に 9 物質新たに指定されたほか、留意事項として、令和 6 年 8 月 30 日の施行後に、これらの物質を扱う場合、本通知の「第 4 留意事項」のとおり、記録、保管、届出など、覚醒剤取締法上の規制事項の遵守が必要となります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

<新たに覚せい剤原料に指定>

① エチル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート

（通称等：BMK ethyl glycidate）

② 1，1－ジメチルエチル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート

（通称等：BMK tert-butyl glycidate）

③ ブチル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート

（通称等：BMK butyl glycidate）

- ④ プロピル＝２－メチル－３－フェニルオキシラン－２－カルボキシラート
(通称等：BMK propyl glycidate)
- ⑤ １－メチルエチル＝２－メチル－３－フェニルオキシラン－２－カルボキシラート
(通称等：BMK isopropyl glycidate)
- ⑥ ２－メチル－３－フェニルオキシラン－２－カルボン酸
(通称等：P-2-P methyl glycidic acid、BMK glycidic acid)
- ⑦ １－メチルプロピル＝２－メチル－３－フェニルオキシラン－２－カルボキシラート
(通称等：BMK sec-butyl glycidate)
- ⑧ ２－メチルプロピル＝２－メチル－３－フェニルオキシラン－２－カルボキシラート
(通称等：BMK isobutyl glycidate)
- ⑨ メチル＝２－メチル－３－フェニルオキシラン－２－カルボキシラート
(通称等：BMK methyl glycidate)

以上